

公益財団法人新潟市開発公社スポーツ教室会員登録及び受講規約

本規約は公益財団法人新潟市開発公社（以下、「公社」という）が主催するスポーツ教室の会員登録及び受講をするにあたり、条件を定めるものです。必ず本規約をご確認ください。

会員登録について

第1条 会員の資格

1. 会員とは、公益財団法人新潟市開発公社スポーツ教室会員登録及び受講規約（以下「本規約」という）を承認した上で、利用されるお客様ご自身が入会のお申し込みをされ、公社が身分証明書を確認し、入会を承認した個人をいいます。

第2条 カードの発行・費用

1. 当公社指定の「公益財団法人新潟市開発公社スポーツ教室会員カード登録票」（以下「登録票」という）に必要事項をご記入の上、お申し込みいただきますと公益財団法人新潟市開発公社スポーツ教室会員カード（以下、「会員カード」という）をお一人につき1枚発行します。
2. 会員カードの発行にかかる会員の手数料は無料とします。
3. 会員カードは、会員本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡、及び担保提供、相続人への相続をすることはできません。
4. 会員は、会員カードの署名欄に自署するものとし、署名なき会員カードを提示された場合は、本人であることを確認させていただくことがあります。この場合、会員カードの利用をお断りすることがあります。

第3条 いきいきポイント提供方法等

1. 会員は、公社の新潟市内15施設（北地区スポーツセンター、東総合スポーツセンター、新潟市庭球場、下山スポーツセンター、鳥屋野総合体育館、西海岸公園市営プール、新潟市陸上競技場、新潟市体育館、亀田総合体育館、白根カルチャーセンター、白根総合公園屋内プール、味方体育館、味方B&G海洋センター、西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館）（以下、「発行施設」という）にて会員カードを提示することにより、本条の次項以下に定めるポイント付与を受けることができます。
2. 公社の発行施設において、スポーツ教室の出席確認時に、窓口にて会員カードを提示いただいた場合に限り、いきいきポイント（以下、「ポイント」という）の付与を受けることができます。出席確認時に会員カードの提示がない場合は、ポイントの付与を受けることができません。なお、本人であることが確認できない場合は、ポイントが付与されないことがあります。

3. ポイントは、スポーツ教室 1 回参加につき 10 ポイント加算します。ただし、キャンペーン等公社の都合により、加算ポイントが変更になる場合は、事前にホームページや館内掲示でお知らせします。なお、一部ポイントサービス対象外のスポーツ教室ではポイント加算はされません。
4. 累計ポイントは、100 ポイント 100 円として、スポーツ教室の参加料支払いに還元します。自動還元方式となっており、100 ポイント貯まる毎に、次回の支払い時に 100 円単位で還元（割引）されます。利用されたポイントは、累計ポイントからマイナスされます。
5. ポイントは、現金または商品券等との交換はできません。
6. ポイントの残高は、出席確認やお支払いの際、または窓口等にて照会に応じてお知らせします。
7. ポイントの有効期限は無期限となります。しかし、会員の事前承諾なくポイントサービスが終了する場合があります。その場合、終了する 3 ヶ月前にはホームページ、館内掲示にて会員へ告知をします。
8. 出席確認後、実際にはスポーツ教室に参加されなかった場合は、事実確認時に加算されたポイントがマイナスされます。
9. 会員による不正利用が確認された場合、その他、公社が必要と判断した場合、当該会員の累計ポイントのすべてが失効します。
10. 天災またはコンピュータシステム障害等により、会員カードのご利用およびポイント加算等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

第 4 条 紛失・盗難・破損等

1. 会員カードの紛失・盗難・その他の事由により第三者に使用され、会員に損害が発生しても、公社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員カードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、会員は直ちに公社の管理する体育施設に届出るものとします。

第 5 条 会員情報の取扱い

1. 会員情報は、第 6 条に定める利用目的及び第 7 条に定める共同利用以外に利用いたしません。第三者への提供はいたしません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に会員情報を提供することがあります。
2. 会員情報は、公社の責任において厳重に管理・保管し、公社が定める時期に適切な方法により廃棄処分いたします。また、第 7 条に定める共同利用においても公社が会員情報の管理について責任を有します。
3. 会員の氏名・住所・電話番号等の変更・訂正または会員情報の開示・利用停止の申し出が会員本人よりあった場合は、所定の手続きに従ってご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

第6条 会員情報の利用目的

会員情報は以下の目的のために利用いたします。

1. スポーツ教室の申込登録やスポーツ教室の支払いデータ管理、出席確認
2. 会員に対し、申込まれた教室のご連絡、受講決定の有無、アンケート、キャンペーン・スポーツ教室のご案内
3. 会員のスポーツ教室参加における動向調査、事業活動の効果検証、事業促進計画の策定
4. 体力測定や体カテストの年代別統計調査（文部科学省年代別体カテスト統計等）
5. 前各号のほか、会員の事前の同意を得た目的

第7条 会員情報の共同利用

会員情報は、スポーツ教室を安全・安心に開催するために指導講師と共同利用いたします。ただし、指導講師に提供する情報は、氏名・年齢・性別・既往症に限ります。

第8条 会員資格の喪失

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。

1. 本規約に違反し、公社が会員として不適格であると判断したとき。
2. 入会または変更のお申し込みの際し、虚偽の申告があったとき。
3. 本規約に同意いただけないとき。
4. その他、公社が会員として不適当と判断したとき。

第9条 退会

1. 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては公社の体育施設に申出と身分証明証の確認をもって行うものとします。

教室の開催について

第10条 開催および日程

1. スポーツ教室の受講申込時または受講決定後、会員に日程表を配布します。日程表をよくご確認ください。
2. 講師の病気・けが・台風・地震などの自然災害や不測かつ突発的な事故のため休講する場合があります。その場合は代替日（別の日に開催、もしくは教室時間の延長）を設けることを原則とし、受講料の返金はいたしませんのでご了承ください。
3. 上記以外の理由でも、休講もしくは予定の教室内容の一部変更、または代理の講師で実施することがあります。
4. いずれの休講の場合も交通費はお支払いいたしません。

第 11 条 受講料について

1. 納入された受講料は主催者として公社に瑕疵・過失がある事由以外については、返金いたしませんのでご了承ください。

第 12 条 受講に際してのお願いと注意

1. 講師や他の受講者に著しく迷惑をかける行為があった場合は受講をお断りすることがあります。
2. 教室の録音、録画、写真撮影はお断りします。
3. 特定の教室以外は、お子様連れの受講はお断りします。
4. 貴重品には十分ご注意ください。盗難などの物的事故については、当公社は一切損害賠償の責任を負いません。
5. 次頁「健康管理上の注意事項」をよく読み、体調管理に十分ご留意のうえ教室にご参加ください。必要に応じて医師の健康診断を受診されたうえでお申込みいただくことをお勧めします。また、受講中に発生した急病、傷害については可能な限りの応急処置と加入保険（施設賠償保険）の範囲内での対応をいたしますが、お客様自身の過失又は既往症に起因する事故、疾病等については、主催者である公社は一切の責任を負いません。

公益財団法人 新潟市開発公社

改訂 平成 25 年 4 月 1 日

改訂 平成 26 年 8 月 19 日

改訂 平成 27 年 6 月 1 日

改訂 平成 27 年 7 月 9 日

改訂 平成 29 年 2 月 26 日

改訂 平成 29 年 4 月 1 日

改訂 平成 29 年 6 月 22 日

健康管理上の注意事項

- 体調管理を徹底し、体調がすぐれない場合や普段と違うと感じたら、勇気をもって運動を中止してください。
- ご自分の通常の血圧値を把握しておくことは、万が一の事故を防ぐことにつながります。
- 運動前には是非、館内にある血圧計をご利用いただき、血圧測定を実施してください。（血圧は定期的に測定し、普段と異なる測定値の場合には注意が必要です。）
- 熱中症予防のため、適度な水分補給を心がけましょう。
- 健康上支障のある方は、施設のご利用をご遠慮いただきます。
 - ・ 飲酒者、二日酔い
 - ・ 伝染病（新型インフルエンザ等）
 - ・ 体調不良、睡眠不足、倦怠感がある、食欲がない
 - ・ 風邪気味、微熱がある
 - ・ 疾病罹患および回復直後
- 心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの持病がありましたら、医療機関で受診し、運動が可能かどうか確認をお願いします。
- 教室開催中に具合が悪くなった場合は、近くのスタッフ、指導員、参加者の方に声をかけるなど合図をしてください。無理をしないようにしましょう。